



集合住宅一括光ネットサービス契約約款

2025年11月4日

株式会社 STNet

目 次

第1章 総 則

第 1 条	約款の適用	1
第 2 条	約款の変更	1
第 3 条	用語の定義	1

第2章 契 約

第 4 条	集合一括契約の単位	2
第 5 条	集合一括契約申込みの方法	2
第 6 条	集合一括契約申込みの承諾	2
第 7 条	提供開始日／課金開始日	3
第 8 条	最低利用期間	3
第 9 条	契約内容の変更	3
第10条	契約者が行う集合一括契約の解約	3
第11条	当社が行う集合一括契約の解約	3
第12条	集合住宅一括光ネットサービスの提供ができなくなった場合の措置	4
第13条	その他の提供条件	4

第3章 光ネットサービスの提供区域等

第14条	集合住宅一括光ネットサービスの提供区域	4
第15条	集合住宅一括光ネットサービスの提供範囲等	4

第4章 利用停止等

第16条	利用中止	4
第17条	利用停止	5
第18条	サービスの廃止	5

第5章 通 信

第19条	通信利用の制限等	5
------	----------	---

第6章 料金等

第20条	料金及び工事等に関する費用	6
第21条	利用料金の支払義務	6
第22条	工事費の支払義務	6
第23条	債権の譲渡	6
第24条	料金の計算方法等	7
第25条	割増金	7
第26条	遅延損害金	7

第7章 保 守

第27条	契約者の維持責任	7
第28条	契約者の切分責任	7

第29条 修理又は復旧の順位	7
----------------	---

第8章 損害賠償

第30条 責任の制限	8
第31条 免責	8

第9章 雑則

第32条 承諾の限界	9
第33条 利用に係る契約者の義務	9
第34条 無線ネットワークID及びパスワードの管理	9
第35条 契約者回線等の設置場所の提供等	10
第36条 契約者の氏名等の通知	10
第37条 契約者に係る情報の利用	10
第38条 法令に規定する事項	10
第39条 注意喚起	10
第40条 反社会的勢力の排除	10
第41条 閲覧	11

第9章 附帯サービス

第42条 附帯サービス	11
-------------	----

別記

1 契約者の地位の継承	13
2 契約者の氏名等の変更	13
3 新聞社等の基準	13
4 電気通信設備の設置場所の提供等	13
5 自営端末設備の接続	13
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	14
7 自営電気通信設備の接続	14
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	15
9 当社の維持責任	15
10 技術資料の項目	15
11 管轄裁判所	15
12 提携事業者	15
13 料金請求書等の発行	15
14 支払証明書等の発行	15
15 集合住宅一括光ネットサービスの利用における禁止事項	15
16 集合一括契約における基本的な技術的事項	16

料金表

通則	18
第1表 料金	19
第2表 工事に関する費用	20
第3表 附帯サービスに関する料金	21

附 則 2 2

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社STNet（以下「当社」といいます。）は、この集合住宅一括光ネットサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を以下のとおり定め、これにより当社が集合住宅など同一の建物内の全住戸に契約者回線等を設置し、当該契約者回線等全てについて同時に同一の契約者に対して提供する光ネットサービス（以下「集合住宅一括光ネットサービス」といいます。）及び集合住宅一括光ネットサービスに附帯するサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合、この約款を変更することがあります。

- (1) 約款の変更が契約者の利益に適合するとき
 - (2) 変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項の規定による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日を事前に、約款を変更する旨及びその内容と効力発生日を当社ウェブサイト（<https://www.stnet.co.jp/>）に掲載します。
- 3 変更後の約款の効力発生日以降に、契約者が集合住宅一括光ネットサービスを利用したときには、約款の変更に同意したものとみなします。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 光ネット	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うために当社が設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 光ネットサービス	光ネットを使用して行う電気通信サービス
5 集合一括契約取扱局	電気通信設備を設置し、それにより集合住宅一括光ネットサービス契約に関する業務を行う当社の事業所
6 集合一括契約取扱所	(1) 集合住宅一括光ネットサービス契約に関する契約事務を行う当社の事務所 (2) 当社の委託により集合住宅一括光ネットサービス契約に関する契約事務を行う者の事務所
7 取扱局交換設備	集合一括契約取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
8 集合一括契約	当社から集合住宅一括光ネットサービスの提供を受けるための契約（附帯サービスを含みます。）
9 集合一括契約申込み	集合一括契約の申込み
10 申込者	集合一括契約の申込みをした者
11 契約者	当社と集合一括契約を締結している者
12 利用者	集合一括契約により提供される集合住宅一括光ネットサービスを利用する者
13 契約者回線	集合一括契約に基づいて集合一括契約取扱局内に設置された取扱局交

	換設備と集合一括契約申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
14 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備
15 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
16 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
17 端末設備	契約者回線の一端に直接又は間接的に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）又は同一の建物内にあるもの
18 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
19 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
20 収容集合一括契約取扱局	その契約者回線の収容される取扱局交換設備が設置されている集合一括契約取扱局
21 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び別記16に定める集合一括契約における基本的な技術的事項
23 提携事業者	当社が集合一括契約を遂行するにあたり業務提携している事業者
24 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契 約

（集合一括契約の単位）

第4条 当社は、同一の建物ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1の契約者に限ります。

（集合一括契約申込みの方法）

第5条 集合一括契約申込みをするときは、次に掲げる事項について、当社所定の契約申込書等に記載し、集合一括契約取扱所に提出していただきます。

- (1) 契約者回線の終端の場所
- (2) 同一の建物内の総戸数
- (3) その他集合一括契約申込みの内容を特定するための事項

（集合一括契約申込みの承諾）

第6条 集合一括契約は、集合一括契約申込みに対して当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、次のいずれかの場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 集合一括契約を提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が集合一括契約の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある

と当社が判断したとき。

- (3) 集合一括契約の申込みをした者が、集合一括契約の利用を停止されている、又は集合一括契約の解約を受けたことがあるとき。
- (4) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (5) 第33条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他集合一括契約に関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

（提供開始日／課金開始日）

第7条 集合一括契約申込みに基づき、当社が当該集合一括契約の工事を完了した日を集合住宅一括光ネットサービスの提供を開始した日とします。課金開始日は提供開始日以降で別途定めることとします。

（最低利用期間）

第8条 集合一括契約には、最低利用期間があります。最低利用期間は当社が別途定めることとします。

2 最低利用期間の起算日は、第7条（提供開始日／課金開始日）に定める課金開始日とします。

3 契約者は、前項の期間内に集合一括契約の解約があった場合は、料金表の定めるところにより当社が定める期日までに別途定める額を一括して支払っていただきます。

ただし、第12条（集合住宅一括光ネットサービスの提供ができなくなった場合の措置）第1項の規定により集合一括契約が解約になるときは、この限りではありません。

（契約内容の変更）

第9条 当社は、契約者から請求があったとき（別記1（契約者の地位の継承）及び別記2（契約者の氏名等の変更）に定める変更を含みます。）は、第5条（集合一括契約申込みの方法）第1項第2号及び第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項により請求があったときは、第6条（集合一括契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者が行う集合一括契約の解約）

第10条 契約者は、集合一括契約を解約しようとするときは、あらかじめ集合一括契約取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項により、集合一括契約を解約する場合、当社は端末設備を残置し契約者へ無償で譲渡します。

契約者は、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、自己の費用負担で復旧するものとします。

（当社が行う集合一括契約の解約）

第11条 当社は、第17条（利用停止）の規定により集合一括契約の利用を停止された契約者が、その事実を解消しないときは、集合一括契約を解約することがあります。

2 当社は、契約者が第17条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第17条（利用停止）の規定にかかわらず、集合住宅一括光ネットサービスの利用停止をしないで集合一括契約を解約することがあります。

3 当社は、契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、集合一括契約を解約することがあります。

4 当社は、前3項の規定により集合一括契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

5 第1項乃至第3項の規定により、集合一括契約を解約する場合、当社は端末設備を残置し契約者へ

無償で譲渡します。契約者は、契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要するときには、自己の費用負担で復旧するものとします。

（集合住宅一括光ネットサービスの提供ができなくなった場合の措置）

第12条 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により集合住宅一括光ネットサービスの提供ができなくなった場合は、集合一括契約を解約することがあります。

2 当社は、前項の規定により集合一括契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

（その他の提供条件）

第13条 集合一括契約に関するその他の提供条件については、別記1（契約者の地位の継承）、別記2（契約者の氏名等の変更）及び別記11（管轄裁判所）に定めるところによります。

第3章 集合住宅一括光ネットサービスの提供区域等

（集合住宅一括光ネットサービスの提供区域）

第14条 当社の集合住宅一括光ネットサービスは、別途定める提供区域において提供します。

（集合住宅一括光ネットサービスの提供範囲等）

第15条 当社は、集合住宅一括光ネットサービスを本邦内に限り提供します。

2 当社が提供する集合住宅一括光ネットサービスの範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

第4章 利用中止等

（利用中止）

第16条 当社は、次の場合には、集合住宅一括光ネットサービスの利用を中止することがあります。

（1）当社の電気通信設備の保守又は工事にやむを得ないとき。

（2）第19条（通信利用の制限等）の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。

（3）当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

（4）契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。

2 当社は、前項の規定により集合住宅一括光ネットサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。この場合、利用者への周知は契約者が実施するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第17条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（集合一括契約の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった集合一括契約の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その集合住宅一括光ネットサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 集合一括契約の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス契約約款の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

2 当社は、前項の規定により集合住宅一括光ネットサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由及び利用停止期間を契約者に通知します。この場合、利用者への周知は契約者が実施するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(サービスの廃止)

第18条 当社は、集合住宅一括光ネットサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の廃止を行う場合、当社は、契約者に対し、廃止日までの十分な期間を設けた上で事前に通知いたします。この場合、利用者への周知は契約者が実施するものとします。

第5章 通 信

(通信利用の制限等)

第19条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外の契約者回線等の利用を制限することがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別記3（新聞社等の基準）に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 利用者が、当社の光ネットサービスの提供、他の契約者の光ネットサービスの利用又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし若しくは及ぼすおそれのある場合は、その契約者回線の最大符号伝

送速度など通信の利用を制限する場合があります。

- 4 第1項乃至第3項の規定により通信利用の制限等があることについて、契約者は利用者へ周知を行うものとしします。

第6章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第20条 当社が提供する集合一括契約の料金等は、別途定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第21条 契約者は、集合一括契約に基づいて、当社が集合一括契約の課金開始日から起算して、集合一括契約の解約があった日の前日までの期間について、別途定める利用料金を支払っていただきます。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により集合住宅一括光ネットサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金（その集合住宅一括光ネットサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。）の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。
- (3) 前2号のほか、契約者は、次の場合を除き、集合住宅一括光ネットサービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
契約者又は利用者の責めによらない理由により、集合住宅一括光ネットサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその集合住宅一括光ネットサービスについての利用料金（一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。）

- 3 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 第2項の規定に係わらず、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

第22条 契約者は、集合一括契約申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表又は別途定める工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその集合一括契約の解約又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に、解約等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただく場合があります。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(債権の譲渡)

第23条 当社は、この約款の規定により、契約者が支払いを要することになった料金その他の債務に

係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

(料金の計算方法等)

第24条 集合一括契約の料金等の計算方法及び支払方法は、料金表に定めるところによります。

(割増金)

第25条 契約者は、集合一括契約の料金等の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第26条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年10%の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別途定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保 守

(契約者の維持責任)

第27条 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第28条 契約者又は利用者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者又は利用者から請求があったときは、当社は、集合一括契約取扱局において試験を行い、その結果を契約者又は利用者へ通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者又は利用者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、以下の通りとします。

(1) 契約者又は利用者が設置した自営端末設備又は自営電気通信設備が故障の原因と判明した際は、契約者が速やかにその復旧対応をするものとします。

(2) ただし、契約者又は利用者の責めに帰すべき事由により派遣が行われた場合、その派遣に要した費用を契約者に負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第29条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第19条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第1順位又は第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 当社が別記3（新聞社等の基準）に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線等を収容する集合一括契約取扱局を変更することがあります。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

- 第30条** 当社は、集合住宅一括光ネットサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その集合住宅一括光ネットサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、集合住宅一括光ネットサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する集合住宅一括光ネットサービスの利用料金（料金表に規定する利用料金。なお、その集合住宅一括光ネットサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。以下この条において同じとします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、別途定めることとします。
- 4 当社の故意又は重大な過失により集合住宅一括光ネットサービスの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。

(免責)

- 第31条** 当社は、集合一括契約に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者又は利用者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により契約者又は利用者の自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。

- 3 当社は、利用停止により契約者又は利用者に損害が生じても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 4 契約者又は利用者が集合住宅一括光ネットサービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
- 5 当社の故意又は重大な過失に基づく場合には、第2項及び第3項の規定は適用しません。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第32条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。
ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第33条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が集合一括契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取りはずし、変更、分解、若しくは破壊、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに集合一括契約取扱所に通知していただきます。
 - (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、集合一括契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (3) 集合一括契約に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を当社に無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
 - (4) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
 - (5) 当社が集合一括契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 - 3 契約者は、本約款に規定する契約者の義務および別記15（集合住宅一括光ネットサービスの利用における禁止事項）に定める事項について、利用者に対して遵守させるものとし、利用者に遵守させる事項については契約者が利用者に周知するものとし、
 - 4 契約者は、利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するものとし、

(無線ネットワークID及びパスワードの管理)

第34条 当社は、集合住宅一括光ネットサービスの利用に伴い、契約者に対して無線ネットワークIDとパスワードを付与する場合があります。

- 2 契約者は、無線ネットワークID及びパスワードが付与された場合は利用者に対して通知するとともに、付与された無線ネットワークID及びパスワードを利用者が適切に管理するよう必要な措置を実施していただきます。

- 3 契約者又は利用者は、付与された無線ネットワークID及びパスワードにつき、貸与、譲渡又は売買することはできません。
- 4 契約者又は利用者による無線ネットワークID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤又は第三者の不正使用に起因する損害は契約者が負うものとし、当社は当該損害についての責任を負いません。
- 5 前項に該当する事実が判明した場合、契約者又は利用者は当社に届け出るものとします。

(契約者回線等の設置場所の提供等)

第35条 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4（電気通信設備の設置場所の提供等）に定めるところによります。

(契約者の氏名等の通知)

第36条 当社は、別記12（提携事業者）に定める提携事業者から請求があったときは、契約者の氏名及び住所等をその提携事業者に通知することがあります。

(契約者に係る情報の利用)

第37条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、集合一括契約に関連する契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、集合住宅一括光ネットサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社ホームページで公表する「個人情報保護方針」において定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第38条 集合住宅一括光ネットサービスの利用にあたり、別記7（自営電気通信設備の接続）別記8（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）、別記9（当社の維持責任）の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注意喚起)

第39条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信業務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する利用者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(反社会的勢力の排除)

第40条 申込者又は契約者（共に法人の場合を含む）は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ 将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動など標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団などその他これらに準じる者（以下「暴力団員など」といいます。）であること。
- (2) 暴力団員などが経営を支配していると認められる組織等との関係を有すること。
- (3) 暴力団員などが経営に実質的に関与していると認められる組織等との関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員などを利用していると認められる組織等との関係を有すること。
- (5) 暴力団員などに対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められ

る関係を有すること。

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員などと社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 申込者又は契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、申込者又は契約者が前項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、申込者又は契約者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、申込者又は契約者は、これに応じるものとします。この場合において、当社は申込者又は契約者に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものと、申込者又は契約者は、これに応じるものとします。

4 当社は、申込者又は契約者が本条第1項各号のいずれかに該当すること若しくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、本条第1項若しくは本条第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、又は前項に規定する調査などに応じない若しくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないこと又は本契約を解約することが出来るものとします。

5 申込者又は契約者は、前項の適用により、申込者又は契約者自身に損害などが生じた場合であっても、当社に対し、当該損害などの賠償を請求しないものとします。

(閲覧)

第41条 当社は、この約款において、当社が別に定めることとしている事項について、閲覧に供します。

第9章 附帯サービス

(附帯サービス)

第42条 集合一括契約に関する附帯サービスの取扱いについては、別記13（料金請求書等の発行）、別記14（支払証明書等の発行）に定めるところによります。

別 記

別記

1 契約者の地位の継承

- (1) 相続又は法人の合併等により、契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併等の後存続する法人若しくは合併等により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに集合一括契約取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

2 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに集合一括契約取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

3 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が一の題号について8, 000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

4 電気通信設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が集合一括契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。
- (3) 契約者は、サービス提供にあたり設置したキャビネットの環境に関し、適切に管理していただきます。
- (4) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、契約者の負担によりその設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等に自営端末設備を接続することができます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

- ア その接続が技術基準等に適合していないとき。
- イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は契約者回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明証を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取り外していただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について、当社所定の書面に記載し、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合には、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

10 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

11 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

12 提携事業者

当社は、下記の事業者ならびに集合住宅一括光ネットサービスの販売委託会社を提携事業者として扱います。

株式会社ギガプライズ

13 料金請求書等の発行

当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、その集合一括契約に係わる料金請求書等（以下「料金請求書等」といいます。）を発行します。

14 支払証明書等の発行

当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、その集合一括契約に係わる料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった集合一括契約の料金、工事や手続きに関する費用又は割増金などをいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書等」といいます。）を発行します。この場合、契約者は、料金表に定める発行料を支払っていただきます。

15 集合住宅一括光ネットサービスの利用における禁止事項

契約者は、集合住宅一括光ネットサービスの利用者に対し、以下の行為を行わせないよう必要な措置をとるものとします。

- (1) 他人の知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為。
- (4) 脅迫的な行為、民族的・人種的差別につながる行為。
- (5) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為。
- (6) わいせつ、児童ポルノ、猥雑若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。
- (7) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示に

- より広告等を広域的に禁止された物品)若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (8) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等。）。
- (9) 集合住宅一括光ネットサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
- (10) 不正アクセス行為又は不正アクセス行為を助長する行為、他人になりすまして集合住宅一括光ネットサービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みません。）。
- (11) 偽りその他不正な手段により個人情報収集又は蓄積する行為。
- (12) 有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (13) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (15) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。
- (16) 継続的に大量のトラフィックを送受信し、当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。
- (17) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- (18) 違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為。
- (19) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (20) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- (21) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する行為（不特定の者に掲載等させることを助長する行為も含む）又は助長する態様でリンクを張る行為。
- (22) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。
- (23) 集合住宅一括光ネットサービスの一部又は全部を第三者（同一契約者回線等を使用する同居の家族等は除きます）に利用させたり、転貸する行為。但し、当社が別に定める事業者が提供するサービスを利用する場合を除く。
- (24) 付与された無線ネットワークID及びパスワードを、第三者に提供したり建物内から退去後に利用したりする行為。
- (25) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為。
- (26) その他、当社が不適切と判断する行為。

16 集合一括契約における基本的な技術的事項

品目	インタフェース条件
1Gb/s	IEEE802.3 準拠 1000BASE-T 又は 100BASE-TX 又は 10BASE-T (ISO 8877 準拠 RJ-45 8ピンモジュラーコネクタ)

料 金 表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、別途定める月額料金を料金月（1の暦月の起算日（暦月の初日）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 2 月額料金は、起算日において契約している料金を適用して算定します。
 - (1) 課金開始日が含まれる月の定額利用料はいただきません。
 - (2) 集合一括契約の解約日が起算日以外になる場合は、当該料金月の定額利用料はいただきます。
 - (3) 課金開始日と集合一括契約の解約日が同一月となった場合には、当該料金月の定額利用料はいただきます。

(端数処理)

- 3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 4 契約者は、料金表又は別途定める料金、工事費及び附帯サービスに関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 5 契約者は、料金、工事費及び附帯サービスに関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

- 6 第21条（利用料金の支払義務）、第22条（工事費の支払義務）及び第42条（附帯サービス）の規定等により、この料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）この料金表に表示する括弧内の額は税込価格を表します。

(料金等の臨時減免等)

- 7 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金、工事費、事務手数料等及び附帯サービスに関する費用を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣の集合一括契約取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

また、当社は、この約款の規定にかかわらず、当社の判断により、その料金、工事費及び附帯サービスに関する費用を減免することがあります。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 品目及び種別等に係る料金の適用	<p>集合一括契約には次の品目があります。また、利用できるグローバルアドレスの数は、契約者回線当たり1までのものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1Gb/s	最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なもの		
品 目	内 容						
1Gb/s	最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なもの						
(2) 最低利用期間内及び提供開始日から課金開始日の間に集合一括契約の解約等があった場合の料金の適用	<p>契約者は、最低利用期間内及び提供開始日から課金開始日の間に集合一括契約の解約があった場合は、第22条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、以下の料金を一括して支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解約の種別</th> <th>料金額 [同一の建物ごとに] (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低利用期間内に解約があった場合</td> <td>残余の期間に対応する月額料金に相当する額</td> </tr> <tr> <td>提供開始日から課金開始日の間に解約があった場合</td> <td>最低利用期間を残余の期間とし、その期間に対応する月額料金に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	解約の種別	料金額 [同一の建物ごとに] (税込価格)	最低利用期間内に解約があった場合	残余の期間に対応する月額料金に相当する額	提供開始日から課金開始日の間に解約があった場合	最低利用期間を残余の期間とし、その期間に対応する月額料金に相当する額
解約の種別	料金額 [同一の建物ごとに] (税込価格)						
最低利用期間内に解約があった場合	残余の期間に対応する月額料金に相当する額						
提供開始日から課金開始日の間に解約があった場合	最低利用期間を残余の期間とし、その期間に対応する月額料金に相当する額						
(3) 復旧等に伴い収容集合一括契約取扱局又はその経路を変更した場合の利用料金の適用	<p>当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧をするときに、一時的に収容集合一括契約取扱局又はその経路を変更した場合の定額利用料は、その契約者回線等を変更前の収容集合一括契約取扱局又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>						

2 料金額

料金種別	料金額 [同一の建物ごとに]
1Gb/s	<p>1戸あたり月額 6,000 円（税抜） ただし、当該料金について契約者と当社との間で協議の上、別途書面により合意する場合はこの限りではありません。</p>

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容		
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る工事費の区分で規定する工事費を合計して算定します。		
(2) 新規・変更・解約に係る工事費の区分	工事については、次の区分があります。		
	工事の区分		適用
	新規に係る工事	別途定める	別途定める
	変更に係る工事	別途定める	別途定める
	解約に係る工事	別途定める	別途定める
(3) 工事費の減免	当社は、上記(2) 新規・変更・解約に係る工事費の区分の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費を減免することがあります。		

2 工事費の額

工事の種類		単位	工事費の額 (税込価格)
新規に係る工事	別途定める	1の工事ごと	別途定める
変更に係る工事	別途定める	1の工事ごと	別途定める
解約に係る工事	別途定める	1の工事ごと	別途定める
備考 上記工事に伴い、別途定める標準工事以外の工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。			

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 機器設置料

区分	単位	料金額 (税込価格)
壁埋込ルータ	1棟全戸等の 設置ごとに	別途定める
棟内LAN配線	1棟全戸等の 配線ごとに	別途定める
備考 当社は、契約者からの要望により、壁埋込ルータ及び棟内LAN配線は、全戸に設置及び配線します。		

第2 発行料

区分	単位	料金額 (税込価格)
料金請求書等発行料	1料金請求書等の 発行ごとに	無料
支払証明書等発行料	1支払証明書等の 発行ごとに	400円 (440円)
備考 (ア) 当社は、料金請求書等を1の集合一括契約ごとに発行します。 (イ) 当社は、支払証明書等を1の集合一括契約ごとに発行します。		

附 則

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、2025年11月4日から実施します。